

令和3年度

施政方針

島本町長 山田 紘平

目 次

1	はじめに	1
2	令和3年度主要施策	3
	（1）思いやりとふれあいのまちづくり	3
	（2）自然と調和した快適なまちづくり	4
	（3）安全・安心なまちづくり	7
	（4）支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり	8
	（5）子どもたちを健やかに育むまちづくり	10
	（6）魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり	13
	（7）持続可能なまちづくり	14
3	むすび	16

1 はじめに

令和3年度一般会計補正予算及び水道事業会計補正予算のご審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員のみなさまはもとより、住民のみなさまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る4月18日執行の町議会議員・町長の同日選挙で、島本町長として2期目の重責を担わせていただくことになりました。

行政経験のなかった私は、1期目から徹底して住民のみなさまや職員、現場の声を聞きながら、公正中立を旨として、「小さな町の豊かな暮らし」の実現をめざし、全力で邁進してまいりました。

特に、第三小学校の耐震化や保育所の待機児童問題には、喫緊の課題として最優先で取り組んだほか、庁舎の耐震化につきましても、議会でのご意見やご指摘を踏まえ、町財政との整合を図るべく検討を重ねた結果、新庁舎建設の方針をお示しさせていただくことができました。

昨年からは、新型コロナウイルス感染症の脅威にさらされ、住民のみなさまの暮らしに多くの影響が出ております。国や大阪府と連携し、必要な支援に取り組んでおりますが、医療の最前線で日々全力を尽くされている医療従事者のみなさまには心より感謝を申し上げます。

私は、就任当初から住民と行政が互いに顔の見えるこの小さな自治体の良さを生かし、情報共有や意見交換などを行いながら、協働のまちづくりを推進し、「小さくても魅力あるまちづくり」を進めることが大切であると、一貫して申し上げてまいりました。

住民のみなさまの負託に応えるべく、住民福祉の維持・向上と本町のさらなる発展に向け、議員のみなさまと議論を重ねながら、職員と一丸となり、着実に町政を推進してまいります。

特に、令和3年度において、重点的に取り組んでまいりたい施策について5点申し述べます。

1点目といたしまして、変異株の影響などもあり猛威を振るう

新型コロナウイルス感染症への対策として、一人でも多くの方へ、迅速かつ安全にワクチン接種を受けていただけるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。また、各公共施設での感染防止対策はもちろんのこと、社会経済への影響を鑑み、中小企業等緊急支援金などの事業者支援を引き続き実施してまいります。

2点目といたしまして、私は一貫して「まちづくりは人づくり」そして、「理想的なまちづくりの循環のスタートは子どもから」と申し上げてまいりました。2期目を迎え、これまで以上に人を育てる教育施策の充実に力を注いでまいりたいと考えております。子どもたちがこれからの社会で豊かに生き抜くために、誰もが可能性を最大限活かすことができる環境を整えるとともに、幼児教育から子どもたちが主体的に考え、学ぶ力や人を尊重する気持ち、多様な考えを持つ人と対話し、合意形成を図る力等、これからの社会を生きるために必要な「資質・能力」の育成に取り組んでまいります。

3点目といたしまして、長年の課題でありました役場庁舎の耐震化につきまして、これまで検討に時間を要しておりましたが、令和2年度に、建替えに向けた設計等業務に係る契約を締結し、新庁舎建設事業に着手いたしました。役場庁舎は、本町の災害対策に係る拠点施設であり、また、多額の経費を要する事業でもございますので、職員の英知を結集させ、事業をやり遂げてまいりたいと考えております。

4点目といたしまして、デジタル化の推進をこれまで以上に進めてまいります。業務のデジタル化やデジタル化に対応できる人材の育成を進めるとともに、新しい生活様式に沿ったオンライン申請の更なる拡充など、住民のみなさまの利便性の向上に取り組んでまいります。

5点目といたしまして、本町は自然環境に恵まれつつも利便性の高い住宅地として、良好な住環境を形成しておりますが、将来にわたって「住みたいまち」として選ばれるためには、これまで以上に島本らしい個性や魅力を形成していくことが重要でございます。「景観」は「まちの付加価値」を高める有用な要素でありますことから、景観行政団体への移行をめざし積極的に取り組んでまいります。

この他にも多くの諸課題がございますが、本年度私が特に注力してまいりたい重点施策について、述べさせていただきます。

続きまして、主要施策につきまして、総合計画に掲げる「7つのまちづくりの基本方針」に沿って順次申し述べます。

2 令和3年度主要施策

(1) 思いやりとふれあいのまちづくり

はじめに、「思いやりとふれあいのまちづくり」についてでございます。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、人権三法など関係法の趣旨を踏まえ、関係団体とも連携し、コロナ禍における啓発のあり方を模索しながら、動画配信など多様な手法を用いてすべての人々の人権が尊重される差別のない社会の実現に向け、取組を進めてまいります。また、「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨のもと、平和意識の普及・高揚に努めてまいります。

男女共同参画については、性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向け、取組を進めてまいります。また、「しまもとスマイルプラン～第2期男女共同参画社会をめざす計画～」が終期を迎えることから後継計画の策定に向けて取り組んでまいります。

人権文化センターは、ここ数年間で、バリアフリー化などの施設改善に取り組んできました。適正な管理運営のための使用料改定も含めて、今後とも人権啓発及び交流等の拠点施設として、より多くの住民のみなさまに親しみ愛され快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

多様な主体の参画による、連携・協働のまちづくりを推進するため、新型コロナウイルス感染症の状況を十分に注視しながら、

タウンミーティングやワークショップ、町長席を実施するとともに、行政情報の公開・発信の強化に努めてまいります。

本町の施策・事業等の情報を幅広い年代に発信するとともに、簡易にアンケート調査等を行うことができるツールとして、「LINE」公式アカウントを積極的に活用します。また、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、非対面型でのイベントや講座を実施するため、動画配信等の拡充に努めてまいります。

(2) 自然と調和した快適なまちづくり

次に、「自然と調和した快適なまちづくり」についてでございます。

地球温暖化対策のため、再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー化に向けた取組を進めてまいります。

「環境基本計画」に基づき、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる推進に努めるとともに、「しまもとプラスチックスマート宣言」を踏まえ、マイボトルの持参を促進することによるペットボトル使用量の削減のため、ふれあいセンターに給水機を設置いたします。

清掃工場については、令和2年度から実施している改修工事を引き続き実施してまいります。また、設備・機器状況や処理機能の状況を把握するため、3年ごとに実施している精密機能検査を実施するとともに、焼却炉の1炉運転の可能性を含めた、より効率的な運営方法を検証し、施設の適正な管理運営に努めてまいります。

JR島本駅西地区のまちづくりについては、事業への支援を引き続き行うとともに、景観形成や緑化の推進等について、JR島本駅西地区まちづくりガイドラインを策定し、駅前地区にふさわしい都市機能と環境を備えたまちづくりを進めてまいります。

令和3年に目標年次を迎える「都市計画マスタープラン」については、住民のみなさまのご意見を伺いながら、引き続き計画の見直し事務を進めてまいります。

景観施策については、景観行政団体への移行をめざし、「景観計画」の策定に向けた取組を進めてまいります。

緑地公園住宅外壁等改修については、ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に従い、次年度の事業実施に向け、設計業務に取り組んでまいります。

橋梁の長寿命化については、定期点検を行うとともに、今後10年間における修繕計画の更新を行ってまいります。

歩行者や自転車利用者に配慮した道路整備として、百山踏切から樋ノ尻高架橋アンダーパスまでの区間における歩行者自転車専用道路の新設工事を行ってまいります。

公園を安全に、かつ、多くの方に利用していただける空間とするため、次年度に予定している長寿命化計画の策定に向け、手続きを進めてまいります。また、コロナ禍における運動不足、基礎体力の向上に向け、利用度の高い老朽化した一部の複合遊具の更新を先行して行います。

新型コロナウイルス感染予防やバリアフリー化を進めるため、阪急水無瀬駅やJR島本駅前、各都市公園等の公衆トイレについて、現在の和式タイプの半数を抗菌仕様となる洋式タイプへ取り替えることや自動感知センサー式の手洗い場に改良いたします。

本年度は、「水道事業財政計画」の最終年度でありますことから、昨年度策定した「島本町水道事業ビジョン」における経営戦略に基づき、次期計画を策定し、効率的な事業運営に努めてまいります。また、審議会の設置に向け事務を進めてまいります。

さく井については、引き続き揚水試験を行い、必要に応じて改

修工事を実施するとともに、自己水源である地下水の保全に努め、大阪広域水道企業団から年間配水量の約1割の高度浄水処理水を受水し、複数水源の確保に努めてまいります。

施設整備については、昨年度に策定した「島本町水道事業ビジョン」における投資計画に基づき、老朽配水管の更新及び耐震化に取り組んでまいります。

お客さまサービスの向上を図るため、水道料金及び下水道使用料のクレジット決済について、令和4年4月からの導入に向け事務を進めてまいります。

下水道事業については、水道事業と同様に、本年度は、「公共下水道事業財政健全化計画」の最終年度であることから、昨年度策定した「島本町下水道事業経営戦略」に基づき、次期計画を策定し、効率的な事業運営に努めてまいります。

下水道整備のうち汚水整備については、引き続き、高浜地区及び桜井地区における供用開始区域の拡大に努めてまいります。

雨水整備については、山崎地区の浸水対策として、引き続き、山崎雨水幹線の整備に取り組んでまいります。また、淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線との接続が完了したことに伴い、内水ハザードマップの更新を行ってまいります。

山崎ポンプ場については、昨年度改訂した「下水道ストックマネジメント計画」に基づき機械設備の更新及び照明機器のLED化に取り組んでまいります。

なお、機械設備の更新については、日本下水道事業団に工事委託する予定としております。

昨年度に引き続き、上下水道部庁舎及び歴史文化資料館においてマンホールカードの配布を行い、下水道事業の啓発に努めてまいります。

(3) 安全・安心なまちづくり

次に、「安全・安心なまちづくり」についてでございます。

大規模な地震災害時に行政組織が被災することを想定して、予め対応を定める業務継続計画（BCP）について、中規模災害に対応できるよう改訂を行ってまいります。

住民のみなさまの防災意識の向上のため、自治会、自主防災会等との連携のもと、出張講座の開催や訓練への参加を通して、各地域で防災力を高める取組を進めてまいります。また、災害対策にあたる幹部職員などに最新かつ広範な知識の取得と多様な視野を備えるべく、防災士の資格取得を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた消防業務体制の確保に万全を期してまいります。

消防行政に係る広域連携の一層の推進を図るべく、高槻市と通信指令システムの共同整備や指令業務の共同運用の可能性について、検討を行ってまいります。

高齢化の進展に伴い、救急出動件数が増加傾向にあることから、救急車の適正利用とともに、応急手当の普及啓発に努めてまいります。また、救急救命士を気管挿管などの各種研修に継続して派遣し、救急隊員の資質及び救命効果の向上に努め、住民のみなさまの救急要請に的確に対応してまいります。

消防施設では、消防団詰所の整備に向けた取組、消防分団小型動力ポンプ積載車の更新を行い各種災害への対応力の向上に努めてまいります。また、継続して住宅用火災警報器設置の啓発活動を行い、火災をはじめとする各種災害による被害の抑制・軽減に努め、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

高槻警察署をはじめ、防犯委員会、防犯協議会等の関係機関との連携をより一層深め、近年増加傾向にある侵入盗や特殊詐欺被

害等の犯罪防止に努めてまいります。また、引き続き、自主的に街頭防犯カメラを設置する自治会への補助を行い、地域における防犯活動を支援してまいります。

（４） 支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり

次に、「支え合い、生涯元気に暮らすまちづくり」についてでございます。

新型コロナワクチン接種推進チームを中心に、医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、新型コロナワクチンの接種を迅速かつ安全に実施してまいります。また、医療提供体制の維持継続や、ワクチン接種をはじめとする感染防止対策の推進を図ることを目的として、町内の医療機関・薬局に対し、給付金を支給します。

健康づくりを推進するため、引き続き、特定健診・がん検診の受診率の向上に努め、健康寿命の延伸に向けた取組を進めてまいります。

風しんの感染拡大を防止するため、引き続き、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、風しんの抗体検査や定期の予防接種を実施してまいります。

移転整備の取組が進められている三島救命救急センター、高槻島本夜間休日応急診療所については、二次医療圏での救急医療体制の確保を図るため、引き続き関係自治体と連携し、支援等の調整を行ってまいります。

国民健康保険については、持続可能な国民健康保険制度の構築をめざす「大阪府国民健康保険運営方針」を踏まえた事務及び保健事業の実施に努めてまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な事業運営に努めてまいります。

「第４期地域福祉計画」及び「第１期自殺対策計画」に基づき、子どもから高齢者まで誰もが安心していきいきと生活できる地域づくりを進めてまいります。

生活保護事業及び生活困窮者自立支援制度を適切に運用し、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、経済的に困窮する方などの生活の安定や自立に向けた支援に取り組んでまいります。

本年１０月から、すぐに一般就労することが難しい人を対象に「就労準備支援事業」を開始し、コミュニケーション能力の習得や就労体験など、就労に向けた準備と基礎能力形成を図るための支援を行ってまいります。

低所得の子育て世帯を対象とした国のコロナ対策「子育て世帯生活支援特別給付金」について、迅速かつ円滑な給付に努めてまいります。

「第８期保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを進めてまいります。

地域包括ケアシステムの構築及び発展のために、介護予防としてのいきいき百歳体操の推進、認知症への対応や在宅医療と介護の連携など、必要な施策の実施や仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

「第６期障害福祉計画（第２期障害児福祉計画）」に基づき、障害者が自立し、地域の一員として安心して暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

町立図書館では、引き続き不用図書の販売、雑誌スポンサー制度の導入及び雑誌等への広告掲載などによる新たな歳入確保策や歳出削減の検討を進めてまいります。

町立体育館については、耐震診断の結果、耐震補強が必要であ

ることなどの課題を抱えていることから、町財政を踏まえた上で、今後の在り方について、一定の方針を示す必要があります。今後の整備手法や受益者負担の考え方等、方針策定のための必要な調査検討を進めてまいります。

スポーツ教室の開催やニュースポーツの更なる普及に努め、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進してまいります。

住民のみなさまの生涯学習の機会確保のため、住民ニーズを踏まえて各種教室の刷新を図ってまいります。また、住民のみなさまが主体的に活動されている生涯学習関係団体の取組について、多くの方に利用いただけるよう積極的な情報発信に努めてまいります。

(5) 子どもたちを健やかに育むまちづくり

次に、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」についてでございます。

昨年10月に開設した「子育て世代包括支援センター」について、リーフレットを配布するなど周知に努め、関係機関との連携のもと、引き続き、妊産婦や子育て世帯への切れ目のない支援に取り組んでまいります。また、産後に心身の不調や育児不安等がある産婦・乳児に対し相談支援等を行う「産後ケア事業」を本年10月から開始してまいります。

「第4期ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができる社会づくりを進めてまいります。

「第二期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

「保育基盤整備加速化方針」に基づき、引き続き、就学前児童の待機児童対策のため、第四保育所跡地における民間幼保連携型

認定こども園の整備を進めるとともに、当園に併設を予定している病児・病後児保育施設の整備についても進めてまいります。

本年4月に待機児童は解消できたものの、現在も多くの園では認可定員を上回る受入れを行っています。保育環境の更なる向上のため、待機児童が発生しない状況の維持と長年にわたって課題となっていた認可定員を超えた受入れの解消をめざしてまいります。

保育の質の底上げを図るため、町内の保育所等における情報交換や課題共有など、公立と民間の垣根を超えた連携強化に取り組んでまいります。

第一幼稚園の利用ニーズ低減の実態を把握するため、町内の私立幼稚園に入園された児童の保護者に対するアンケート調査を実施してまいります。

旧町立キャンプ場については、施設の老朽化や周辺の荒廃も進んでいることから、施設の早期撤去を進めてまいります。

小・中学校における学校給食費の徴収・管理に係る教職員の業務負担を軽減するとともに、債権管理等の適正化に資するため、学校給食費の公会計化に取り組んでまいります。

小・中学校における通知表、成績一覧表等の作成に係る教員の業務負担を軽減し、教育の質的向上を図るため、統合型校務支援システムを導入してまいります。

現在策定中の「学校施設等長寿命化計画」に基づき、中・長期的な視点に立った、計画的かつ効率的な学校施設等の維持管理に努めてまいります。

各教室の暑さ対策として、昨年、普通教室の空調設備の修繕・清掃等を行い、大変効果があったことから、本年度は、全校の特別教室について同様の整備作業を行ってまいります。

学校体育館の夏の暑さ対策として、近隣他市の取組を参考に、限られた予算の中での効果的な手法を検討してまいります。

これまでの教育実践とICT(情報通信技術)の活用を推進し、学習活動の一層の充実を図ることで、児童生徒一人ひとりの特性や学習進度等に応じた「個別最適な学び」と学級やグループの中での「協働的な学び」を実現させ、子どもたちの資質・能力の育成に努めてまいります。

SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)やネットワーク上のルールやマナーなどの情報モラル教育や情報手段の適切な活用を通じて、情報活用能力の育成を図ってまいります。

保育所等・幼稚園と小学校との円滑な接続に向け、幼児期の教育・保育を通して育まれた資質・能力を踏まえて、児童が主体的に学びに向かうことが可能となるよう、幼児教育・保育の「遊びや生活を通じた学び」と小学校教育の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐ「みづまるキッズプラン」の策定に3か年かけて取り組んでまいります。

英語教育については、多様な背景を持つ人々とのコミュニケーション能力、互いを理解し合う力、創造的な思考力の育成をめざし、引き続き、文部科学省の教育課程特例校としての取組を活かした外国語指導助手による英語活動を実施してまいります。

0歳から成人まで切れ目のない相談体制を、関係部局が連携して推進するとともに、全ての児童・生徒が安心して学べる学校・教室にしていくために、特別支援教育の視点を取り入れた教育活動を充実させてまいります。

学校の経営方針や学校教育自己診断等を保護者や地域に発信するとともに、地域と学校が連携・協働することによる地域に開かれた学校づくりをめざしてまいります。

学校安全管理体制の充実をはじめ、保護者や安全ボランティア、

「こども110番の家」運動の登録者等の協力を得ながら、子どもの安全確保に努めてまいります。

(6) 魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり

次に、「魅力と活力、にぎわいのあるまちづくり」についてです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた融資借入等の要件を満たす事業者に対して、国の交付金を活用し、中小企業等緊急支援金（第2期）を実施してまいります。

新規就農希望者と農地所有者とのマッチングやファミリー農園の斡旋など、都市農業の振興に努めてまいります。

大阪府や企業、森林ボランティアとの連携により、森林の保全整備を継続的に推進してまいります。また、境界混迷により整備に支障が生じている山崎地区及び旧町立キャンプ場など山間部での境界確定業務を進めてまいります。

町立歴史文化資料館において、JR島本駅西土地区画整理事業区域から発見された尾山遺跡についての速報展など、様々な企画展を開催し、歴史文化拠点としての発信に努めてまいります。

また、町立歴史文化資料館を歴史資料の展示発信の場としてだけでなく、屋内外を住民交流の場やにぎわい発信の拠点として活用してまいります。

共通の文化的資源を活用しながら、近隣自治体との連携による観光施策を推進してまいります。

商工関係者等との意見交換の場を通じ、駅前のにぎわいづくりや本町の魅力向上に取り組んでいくとともに、離宮の水ブランドの再構築や観光、創業支援等の具体的施策を充実させるため、専門家を活用した「地域再生マネージャー事業」を引き続き実施してまいります。

(7) 持続可能なまちづくり

最後に、「持続可能なまちづくり」についてでございます。

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本町が本来持っている魅力を最大限に生かし関係人口の増加を図るなど、地方創生の取組を推進してまいります。また、昨年度策定しました「地域再生計画」に基づき、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用した取組を進めてまいります。

持続可能な行政運営を行っていくため、「第六次行財政改革プラン」に基づき、積極的に歳入の確保や事務事業の見直し・効率化に取り組んでまいります。また、公共施設の適正管理を推進するため、「公共施設総合管理計画」の中間見直しを実施するとともに、庁舎などの個別施設計画の策定に取り組んでまいります。

役場庁舎については、「新庁舎建設基本計画」及び「新庁舎建設の検討について」に基づき、新庁舎建設のための設計業務等を進め、令和5年度当初の工事着手をめざしてまいります。

ふれあいセンターについては、令和4年度から予定している空調機更新等工事に向け、安全確保を前提とした上で、施設の利用制限が最小限となるよう事務を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、インターネットによる施設仮予約受付の導入を検討してまいります。

また、2階高齢者福祉センターについては、介護予防や高齢者の学習、交流スペース等の充実を図るため、老朽化している浴室を改修し、多目的の交流スペース等への転換を検討してまいります。

利便性の高い行政サービスを提供するため、行政手続きに係る押印の廃止および電子申請の拡大に努めるとともに、行政のデジタル化の基盤となるマイナンバーカードの更なる普及促進に努めてまいります。

本年3月から開始した各種証明書発行等の「オンライン手続きサービス」について、さらなる周知を図り、利用の促進を図っていくとともに、夜間・休日に証明書を受け取る「予約受取サービス」についても、新たに「印鑑登録証明書」について対応できるよう、検討を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大防止及び働き方改革の観点から、長時間労働への対応のほか、時差出勤やテレワーク（在宅勤務）の促進等、柔軟な働き方が可能な職場環境づくりを推進してまいります。また、行政課題や社会経済情勢の変化に対応した機能的な組織体制の構築をめざし、組織・機構の見直しを検討してまいります。

本町の財政運営については、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中、厳しい社会経済情勢が続くことから、個人所得などの減少が見込まれ、町税の減収につながっていくことが懸念されております。一方、歳出においては、保育、医療や介護をはじめとする社会保障関連経費の増加や老朽化した公共施設への対応により、今後大きな財政支出が控えていることなどから、本町を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にあります。

このため、特定財源をはじめとする歳入の確保とともに行財政改革などによる歳出削減にも努め、各種施策を着実に推進できるよう適正な財政運営に努めてまいります。

以上、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べましたが、必要な予算として、

一般会計補正予算（第2号）	2億8,761万4千円
水道事業会計補正予算（第1号）	2億131万円
合 計	4億8,892万4千円

を増額し、補正後の予算現額は、

一般会計	1 2 8 億 7 , 8 1 9 万 1 千 円
各特別会計	6 8 億 4 , 0 1 0 万 6 千 円
水道事業会計	8 億 2 , 1 0 1 万 円
下水道事業会計	1 8 億 7 , 6 3 0 万 円
合 計	2 2 4 億 1 , 5 6 0 万 7 千 円

でございます。

3 むすび

最後に、今後の町政運営にあたりましては、住民のみなさまの目線で真に必要な施策の選択とともに、効率的かつ効果的な行財政運営、また、広域連携の取組などを積極的に推進してまいります。

また、安定的な財源の確保とともに、本町のような小規模自治体の良さを生かしたまちづくりを積極的に展開してまいります。

このため、全てのみなさまの英知を結集して、本町のさらなる発展をめざした取組を推進するとともに、不断に改善・改革に努め、安定した住民サービスの提供に繋げてまいりる所存であります。

議員のみなさまはもとより住民のみなさまにはさらなるご指導とご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます、私の施政方針とさせていただきます。